

平成24年度公共事業労務費調査

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

課長補佐 伊藤 誠記
いとう もとき

1

はじめに

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定に当たっては、「予算決算及び会計令」第80条第2項において、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」として、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。

これに基づき、農林水産省および国土交通省（以下「二省」という）では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という）を決定するため、公共事業労務費調査（以下「労務費調査」という）を実施し、所管する公共事業等に従事した建設労働者に対する賃金の支払実態を、昭和45年より毎年定期的に調査しています。

労働者の賃金の支払実態は、労働基準法において調製、保存が義務付けられている賃金台帳等をもとに把握しますが、その調査方法については、よりの確に賃金の支払実態を把握するための改善を行っています。平成24年度労務費調査においても、調査方法の適正化に取り組んでいるところですが、本稿では、労務費調査の実施方法と主な変

更点を中心に紹介します。

2

労務費調査実施方法の概要

(1) 調査対象工事

翌年度から適用する設計労務単価を決定するために、労務費調査においては、原則として10月の賃金の支払状況を調査しています（図 1）。

労務費調査の対象となる工事は、二省が関係する直轄事業、補助事業、都道府県、政令指定都市および二省が所管する独立行政法人等の事業から、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事をリストアップし、それらの工事を選定母集団として無作為に抽出された工事です。

調査対象工事においては、調査月である10月に当該工事に従事した建設労働者の賃金を、51の調査対象職種の区分に基づいて調査しますが、所属、勤務する企業の規模や下請け次数の制限はなく、51の調査対象職種に該当する全ての建設労働者が労務費調査の対象です。

調査対象工事に従事し、調査対象となった企業（元請け企業、下請け企業等）では、賃金台帳等から労務費調査の調査票に賃金等の必要事項を転記、記入します。調査対象となった企業は、その後、調査票を必要書類や資料とともに会場調査に持ち込み、調査員により調査票に記入された賃

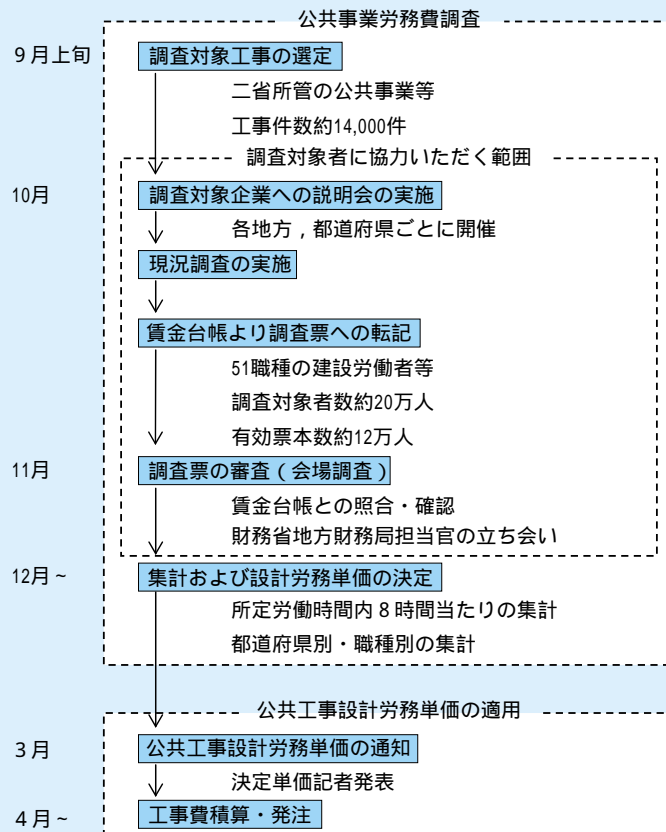


図 1 公共事業労務費調査の流れ

金、職種の分類、労働時間等の記載内容について、事前に実施された調査対象工事の現場における労働者の数や職種を調べる現況調査の結果や、調査票とともに持ち込まれた健康保険および厚生年金保険の支払証明類、資格免許類、賃金台帳等の各種書類と照合および確認を行い、正確に賃金の実態を把握します。この会場調査は全国延べ約500カ所で行われていますが、各会場調査で収集された標本は電子データ化した後に集計し、翌年度からの公共工事の積算、発注に用いられる設計労務単価を決定します。

(2) 設計労務単価の概要

一般に労務関係費といわれる費用には、賃金のほかにもさまざまな経費が含まれています（図2）。設計労務単価は、賃金の中の基本給相当額、基準内手当、臨時の給与（賞与等）、実物給与を含みますが（図3）、時間外、休日または

深夜の割増賃金、通常の作業条件および作業内容を超えた特殊な労働に対する手当等は含みません。時間外や休日労働を前提とする工程を発注者が組む場合は、割増賃金を考慮した積算を実施する必要があります。このほか、設計労務単価に含まれない法定福利費の事業主負担分、安全訓練に係る費用等の労務関係経費は、積算においては現場管理費等の諸経費に別途含まれています。なお、これら諸経費の具体額は、今年度より新たに以下のURLで参考公表を行っています。

【参考URL】

<http://www.mlit.go.jp/common/000220168.pdf>

（建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行））

<http://www.mlit.go.jp/common/000220170.pdf>

（参考資料）

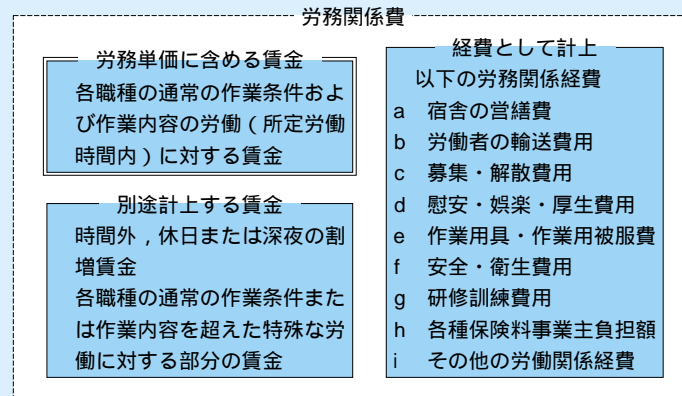


図 2 公共工事の積算における労務関係費

$$\text{公共工事設計労務単価} = \underbrace{\text{①基本給相当額}}_{\text{所定労働時間内 8 時間当たり}} + \underbrace{\text{②基準内手当}}_{\text{所定労働時間内 8 時間当たり}} + \underbrace{\text{③臨時の給与}}_{\text{所定労働日数 1 日当たり}} + \underbrace{\text{④実物給与}}_{\text{所定労働日数 1 日当たり}}$$

図 3 労務単価の構成

(3) 設計労務単価の留意事項

設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるための単価であることから、次の点に十分留意して利用する必要があります。

- ① 下請け契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではないこと。
- ② 所定労働時間内 8 時間当たりとして設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や、現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

従って、下請け代金の決定に当たって設計労務単価を参考資料として取り扱うに際しては、個々の契約を拘束するものでないこと、諸経費分は含まれていないことなどの設計労務単価の意味を十分に理解の上で取り扱う必要があります。さらに、例えば交通誘導業務について警備会社と契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費および一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、適切な取り扱いを図る必要があります。



平成24年度労務費調査について

ここでは、平成24年度労務費調査において新たに実施する調査など、重要なポイントを紹介いたします。

(1) 調査対象工事に除染工事を追加

福島第一原子力発電所周辺地域において、環境省による除染工事が本格化してきており、除染に従事する建設労働者が増加すると予想されること、国土交通省等においても除染特別区域内における公共工事の増加が予想されることなどから、平成24年度公共事業労務費調査では、除染工事を調査対象として追加します。

なお、除染工事の大部分を担当する環境省では、表 1 左表のとおり建設労働者を区分していますが、これらはそれぞれ表 1 右表の職種の定義に含まれますので、新たな職種が追加されるわけではありません。

(2) 社会保険加入状況の把握

現在、建設産業において、下請け企業を中心に特に年金・医療・雇用保険について、企業として

の未加入や一部労働者の未加入など、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在しています(図 4～6)。社会保険等の未加入は、技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となるほか、保険未加入企業の存在により、適

正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている企業ほどコスト高となり、競争上不利になるという状況が生じています。このため、本誌今月号の特集「建設業の社会保険未加入対策」において示されるさまざまな社会保険加入への取り組みが始

表 1 環境省除染工事の職種と公共事業労務費調査での調査職種の比較

環境省除染工事の職種	公共事業労務費調査の調査職種
作業指揮者	土木一般世話役
特殊除染作業員	特殊作業員
普通除染作業員	普通作業員
運転手(除染特殊)	運転手(特殊)
運転手(除染一般)	運転手(一般)
樹木除染工	造園工
防水工(除染)	防水工
とび工(除染)	とび工
交通誘導員A(除染)	交通誘導員A
交通誘導員B(除染)	交通誘導員B

右表の定義に含まれる

建設労働者の社会保険への加入状況

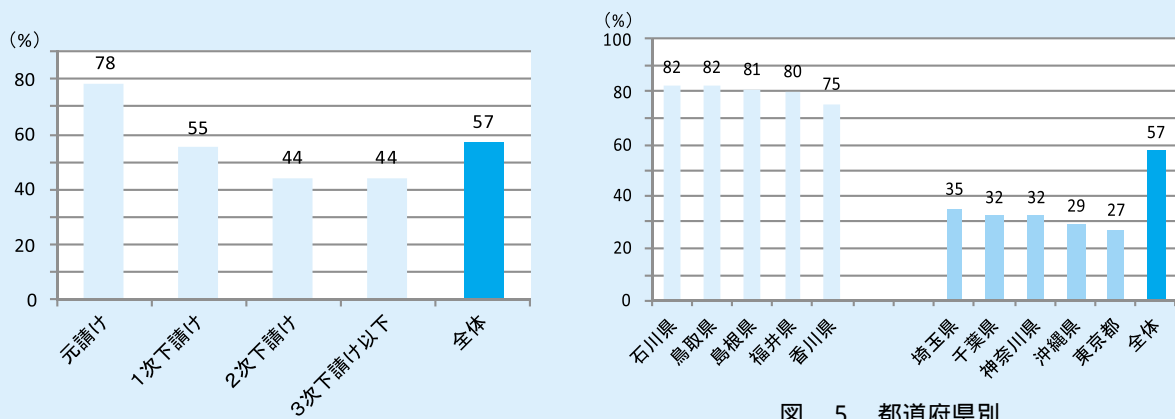


図 4 元請け・下請け次数別

図 5 都道府県別

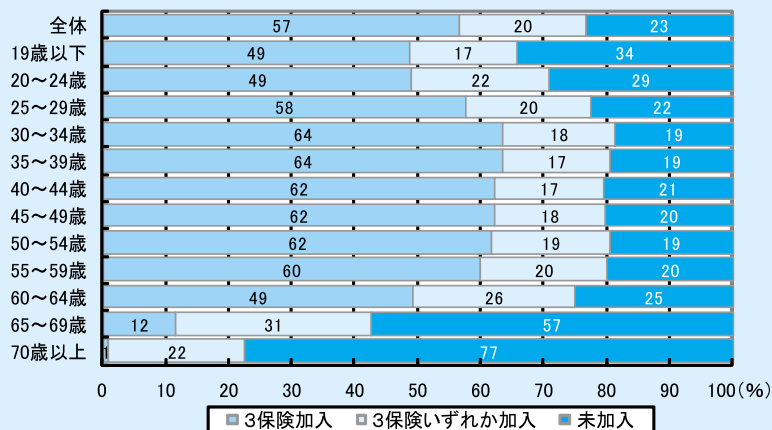


図 6 年齢別

平成23年度 公共事業労務費調査より

まっています。

公共事業労務費調査では、昨年度より社会保険加入状況等の実態把握を行っていますが、社会保険加入への取り組みの効果を把握するため、今年度も継続して実施することとしていますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

なお本調査は、技能労働者の雇用環境改善のため、建設業界全体の社会保険加入状況の実態把握を行うものであり、今回調査の結果を個別企業への社会保険加入指導に使用することはありません。

(3) その他調査の適正化のためのポイント

その他、以下の3点について、調査に当たって特に留意するポイントとして調査対象となる企業への周知に努めています。

① 標本の適切な分類

労務費調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を調査対象としていますので、調査対象となった元請けおよび下請け企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行ってください。

② 調査対象外の労働者の周知

- ・見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外になります。
- ・過年度労務費調査において、見習・手元等の労働者が、「相当程度の技能」を必要とする職種に含まれる例が見られました。調査対象となった元請けおよび下請け企業は、個々の労働者の技能を十分に確認し、適切に分類、判断を行ってください。
- ・老齢厚生年金（在職老齢年金）および高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給または月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者については、従来どおり調査対象外とします。調査対象となった元請けおよび下請け企業は、年金等の受給状況および受給に伴う賃金の

【参考】 技能、免許等が必要と定義されている職種

1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水士、交通誘導員A

4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

調整方法等を十分に確認し、調査対象労働者が否か判断してください。

- ・なお、①の標本の適切な分類と合わせ、これらの労働者を適切に調査対象外としていただけない場合、比較的賃金の安いこれらの労働者の調査結果の混入によって、公共工事設計労務単価が下落してしまう可能性もありますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

③ 9月の賃金支払実態の調査

今年度も標本確保のため、10月に調査対象工事に従事せず、9月に従事している38職種（標本数の比較的少ない職種）の労働者について、9月分の賃金支払実態を調査します。

4 おわりに

本誌の刊行時期には労務費調査の説明会が各地で行われています。労務費調査は、調査対象となった企業や関係各位の多大な協力により実施する

【参考】 9月の調査の対象となる38職種

造園工，法面工，石工，ブロック工，鉄骨工，塗装工，溶接工，潜かん工，潜かん世話役，さく岩工，トンネル特殊工，トンネル作業員，トンネル世話役，橋りょう特殊工，橋りょう塗装工，橋りょう世話役，高級船員，普通船員，潜水士，潜水連絡員，潜水送気員，山林砂防工，軌道工，大工，左官，はつり工，防水工，板金工，タイル工，サッシ工，屋根ふき工，内装工，ガラス工，建具工，ダクト工，保温工，建築ブロック工，設備機械工

表 調査対象労働者と調査対象月

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
 ← 9月の賃金計算期間 —*— 10月の賃金計算期間 →	51職種に該当する労働者	10月の賃金を調査
 (9月, 10月とも従事)	51職種に該当する労働者	10月の賃金を調査
 (9月まで従事)	38職種に該当する労働者	9月の賃金を調査

調査対象工事に従事した期間
 調査対象月

ところであり、ご協力いただく皆様方には厚く御礼申し上げます。

これからも、調査の精度や透明性、調査対象となられる方々の利便性の向上のために必要な改善を進めるとともに、「個人情報保護法」等に鑑み、個人情報の取り扱いには今まで以上に十分配慮してまいりたいと考えます。

また例年、労務費調査における標本の主な棄却理由は、所定労働時間、実労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができないものや、調査票に記入された事項の根拠となる、就業規則や賃金台帳が確認できないものが多数を占めています。公共事業費が年々減少している状況において標本の確保が困難になると考えており、棄却標本数の減少に向けた取り組みが引き続き重要になっ

てきています。

今後とも、労務費調査に対するご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【参考URL】

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

「公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について」

関係協会団体の協力を得て作成した賃金台帳や就業規則等の整備が容易にできる資料数「有効回答の向上対策について」「調査の手引き」「手当の逆引き」等、役立つ情報を掲載しています。